

○農林水産省令第二十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項

第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

別表一（第五条の二関係）

第一 有害動物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	(一) 節足動物 (略)	<i>Acraea acerata</i> <i>Acrogonia citrina</i> <i>Acrogonia terminalis</i> (略) <i>Anastrepha suspensa</i> (カリニハエ) <i>Anoblophora glabripennis</i> (ツヤハダゴマダラカミキリ) (略) <i>Bactericera nigricornis</i> <i>Bactericera tremblayi</i> (略) <i>Gryllotalpa gryllotalpa</i> <i>Gymnandrosoma aurantianum</i> <i>Gymnoscelis rufifasciata</i> (略) <i>Holotrichia serrata</i> <i>Homalodisca vitripennis</i> (略)
	(二) (三) (略)	(略)
第二 有害植物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物		
(一) 真菌及び 粘菌	(略)	<i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i> <i>Neomechria neomacrospora</i> (略)

改 正 前

別表一（第五条の二関係）

第一 有害動物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	(一) 節足動物 (略)	<i>Acraea acerata</i> (新設) (新設) (略) <i>Anastrepha suspensa</i> (カリニハエ) (新設) (略) <i>Bactericera nigricornis</i> (新設) (略) <i>Gymnoscelis rufifasciata</i> <i>Gryllotalpa gryllotalpa</i> (新設) (略) <i>Holotrichia serrata</i> (新設) (略)
	(二) (三) (略)	(略)
第二 有害植物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物		
(一) 真菌及び 粘菌	(略)	<i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i> (新設) (略)

	<u><i>Peronosclerospora sorghi</i></u> (トロコハシラが病菌) <u><i>Peronospora chlorae</i></u> (トロコササヨウキの病菌) (略) <u><i>Pucciniastrum americanum</i></u> (ササキコ類の病菌) <u><i>Ramularia collo-cygni</i></u> (略) <u><i>Sirococcus conigenus</i></u> <u><i>Sirococcus tsugae</i></u> (略) <u><i>Synchytrium psophocarpi</i></u> (ハカケノメ赤蒸病菌) <u><i>Thecaphora frezii</i></u> <u><i>Thecaphora solani</i></u> [SYN : <i>Angiosorus solani</i>] (略)
(一) 細菌	(略) <u><i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i></u> (トコトロコハ萎れもち細菌病菌) (略)
(三) ウイルス (ウイロイ トを含む。)	<u><i>Allium virus X</i></u> (略) <u><i>Arracacha virus B</i></u> (略) <u><i>Banana streak IM virus</i></u> <u><i>Banana streak MY virus</i></u> (略) <u><i>Banana streak UA virus</i></u> <u><i>Banana streak UI virus</i></u> <u><i>Banana streak UL virus</i></u> <u><i>Banana streak UM virus</i></u> <u><i>Banana streak VN virus</i></u> (略) <u><i>Black raspberry necrosis virus</i></u> <u><i>Blackberry chlorotic ringspot virus</i></u> (略) <u><i>Blackcurrant reversion virus</i></u> Blueberry fruit drop-associated virus (略) <u><i>Grapevine leafroll-associated virus 4</i></u> (新設) (新設) <u><i>Grapevine leafroll-associated virus 7</i></u> (略) <u><i>Grapevine line pattern virus</i></u> <u><i>Grapevine Pinot gris virus</i></u>

	<u><i>Peronosclerospora sorghi</i></u> (トロコハシラが病菌) (新設) (略) <u><i>Pucciniastrum americanum</i></u> (ササキコ類の病菌) (新設) (略) <u><i>Sirococcus conigenus</i></u> (新設) (略) <u><i>Synchytrium psophocarpi</i></u> (ハカケノメ赤蒸病菌) (新設) (新設) (略)
(一) 細菌	(略) <u><i>Pantoea stewartii</i></u> [SYN : <i>Erwinia stewartii</i>] (トコトロコハ萎れもち細菌病菌) (略)
(三) ウイルス (ウイロイ トを含む。)	<u><i>Allium virus X</i></u> (略) <u><i>Arracacha virus B</i></u> (略) <u><i>Banana streak Mysore virus</i></u> (新設) (略) <u><i>Banana streak virus</i></u> (新設) (新設) (新設) (新設) (略) <u><i>Black raspberry necrosis virus</i></u> (新設) (略) <u><i>Blackcurrant reversion virus</i></u> (新設) (略) <u><i>Grapevine leafroll-associated virus 4</i></u> <u><i>Grapevine leafroll-associated virus 5</i></u> <u><i>Grapevine leafroll-associated virus 6</i></u> <u><i>Grapevine leafroll-associated virus 7</i></u> (略) <u><i>Grapevine line pattern virus</i></u> (新設)

別表一の二(第五条の四関係)

地 域	植 物	検疫有害動植物
一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ)、ネパール、パキスタン、Bangladesh、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ)、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	(略)	(略)

二 (略)	(四) (略)
(略)	Strawberry chlorotic fleck associated virus (略) Strawberry necrotic shock virus (略) (削念) Tomato chlorotic dwarf viroid (トマト退緑萎縮ウイロイド) (略)

別表一の二(第五条の四関係)

地 域	植 物	検疫有害動植物
一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ)、ネパール、パキスタン、Bangladesh、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ)、バミューダ諸島、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	(略)	(略)

二 (略)	(四) (略)
(略)	Strawberry chlorotic fleck associated virus (略) Strawberry necrotic shock virus (略) Mexican paprika viroid (略) Tomato chlorotic dwarf viroid (略)

三 (略)	<p>二 インド、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリヤ、ウズベキスタン、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ)、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スベイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カナリア諸島、ケニア、ザンビア、スーダン、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ニジェール、ボツワナ、マヨット島、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、リビア、レソト、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>
(略)	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実</p>
(略)	(略)

三 (略)	<p>二 インド、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリヤ、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ)、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スベイン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エチオピア、カナリア諸島、ケニア、スーダン、セネガル、チュニジア、ニジェール、南スーダン、モロッコ、リビア、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>
(略)	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにトマトの生果実</p>
(略)	(略)

<p>七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、</p>	<p>五・六 (略)</p>	<p>四 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、エジプト、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>
<p>アボカド、うこん、おくら、キルトスベルマ・シャミツソニス、クプレッサ・マクロカルバ、ケロシア・ニテイダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのないう種子を除く)、アヌビアス属植物、</p>	<p>(略)</p>	<p>しよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>アボカド、うこん、おくら、キルトスベルマ・シャミツソニス、クプレッサ・マクロカルバ、ケロシア・ニテイダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのないう種子を除く)、アヌビアス属植物、カラテア属</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民</p>	<p>五・六 (略)</p>	<p>四 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>
<p>アボカド、うこん、おくら、キルトスベルマ・シャミツソニス、クプレッサ・マクロカルバ、ケロシア・ニテイダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのないう種子を除く)、アヌビアス属植物、カラテア属植物、くずうこん</p>	<p>(略)</p>	<p>しよくようだいおう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>アボカド、うこん、おくら、キルトスベルマ・シャミツソニス、クプレッサ・マクロカルバ、ケロシア・ニテイダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのないう種子を除く)、アヌビアス属植物、カラテア属植物、くずうこん</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>八 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカトリニダード・トバゴ、ニカラガア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリウズ、ベルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー</p>
<p>アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングステイフォルリア、エンテロロビウム・コントルティシリックウム、オエケクラデス・マクラタ、カリスステモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゆうり、くずうこん、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くるみぐわ、くわくさ、けぶかわた、こせんだんぐさ、さつまいも、しょうじょうそう、じよおうやし、しろこやまやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、たばこ、たまさんご、だんどぼろぎく、ティボウキナ・エレガンズ、てりみのいぬほおずき、とうがらし、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほ</p>	<p>植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよウ属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>八 スリランカ、タイ、中華人民共和国、ベトナム、スイス、コートジボワール、セネガル、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカトリニダード・トバゴ、ニカラガア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリウズ、ベルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー</p>
<p>アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングステイフォルリア、エンテロロビウム・コントルティシリックウム、オエケクラデス・マクラタ、カリスステモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゆうり、くずうこん、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くるみぐわ、くわくさ、けぶかわた、こせんだんぐさ、さつまいも、しょうじょうそう、じよおうやし、しろこやまもも、すいか、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、たばこ、だんどぼろぎく、ティボウキナ・エレガンズ、てりみのいぬほおずき、とうがらし、トマト、なす、なつめ、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜ</p>	<p>属植物、コーヒーノキ属植物、こしよウ属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十二 アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>十一 アイルランド、英国、チリ、ニュージーランド</p>	<p>十 インド、台湾、中華人民共和国、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>九 (略)</p>	<p>おずき、にしきじそ、にんじん、パウロニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ピルソニマ・キドニーフォリア、ペボかぼちや、みばしよう、ユーフォルビア・プニケア及びヒロセレウス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

<p>十二 アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>十一 アイルランド、英国、ニュージーランド</p>	<p>十 インド、台湾、中華人民共和国、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>九 (略)</p>	<p>んかずら、ペボかぼちや、みばしよう及びユーフォルビア・プニケアの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

別表二(第九条関係)

一 (略)	地 域	植 物	備考(対象とする 検疫有害動植物) (略)
		アキ、アボカド(付表第六十及び六十四に掲げるものを除く)、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャポチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようぎくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけも)属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属	(略)
	二十 (略)		<i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎 ちよう細菌病菌)
	二十三、十九 (略)		(略)
	二十一、二十四 (略)		(略)

別表二(第九条関係)

一 (略)	地 域	植 物	備考(対象とする 検疫有害動植物) (略)
		アキ、アボカド(付表第六十及び六十四に掲げるものを除く)、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャポチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようぎくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけも)属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く)、パパイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属	(略)
	二十 (略)		<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎 ちよう細菌病菌)
	二十三、十九 (略)		(略)
	二十一、二十四 (略)		(略)

<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アングラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジエール、ブルキナファソ、ブルンジ、バナン、ボツワナ、マダガスカル、マヨット島、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モリタニア、リベリア、ルワンダ、パプア</p>	<p>植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さほてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実</p>
--	---

かんきつ類（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、アキー、アセロラ、アボカド、いちじく、いちじくぐわ、イルピンギア・ガボネンシス、いんどめてんぐ、うどんげのき、おらんだいち、オリブ、カシューナッツ、がじゆまる、きゆうり、きんぎゆ、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、コルデイラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、サラカやし、サントール、すいか、スクレロカリア・ピレア、せいようかほちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐるもも、ねじれふさまめのき、バックウレア・ラケモサ、バックウレア・ラミフロラ、パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゆ、フィクス・エリゴド

(略)

<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア</p>	<p>植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さほてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実</p>
--	--

かんきつ類（付表第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいち、オリブ、カシューナッツ、がじゆまる、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、ごれんし、ざくろ、サラカやし、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、ねじれふさまめのき、パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゆ、ぶどう（付表第三十二に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、やまもも、ランブータン、りゆうがん、りんご、れいし（付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。）、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、コーヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植

(略)

<p>ニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア</p>	<p>三 (略)</p>
<p>ン、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、ぶどう(付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く)、ペポかぼちや(付表第六十八に掲げるものを除く)、ももたまな、やまもも、ゆうがお(付表第六十九に掲げるものを除く)、らんばい、ランブータン、りゆうがん、りんご、れいし(付表第十三及び第十四に掲げるものを除く)、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物(付表第六十三に掲げるものを除く)、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物(付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ふくぎ属植物(付表第四十に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p>かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲げるものを除く)、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オープンティア・フィクスインディカ、おらんだいちご、オリーブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物(付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ふくぎ属植物(付表第四十に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p>かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲げるものを除く)、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オープンティア・フィクスインディカ、おらんだいちご、オリーブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>八 インド、ネパール、プータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス、ギリシャ及びラトビアを除く)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フオー克蘭ド諸島、ペルー、ポリビア、ニュージージーランド</p>	<p>五〇七 (略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>うり科植物(附表第十八に掲げるものを除く。)の生葉及び生果実並びにいんげんまめ、きだちとうがらし、きまめ、これんし、ささげ、とうがらし、トマト、なす、パパイヤ、ふじまめ、ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ントール、しまほおずき、シロサボテ、すもも、せいようかりん、とうがらし、トマト、なし、なつめやし、パパイヤ、ばんじろう、ばんのき、ヒロセレウス・メガランサス、びわ、フエイジョア、ぶどう(附表第五十九に掲げるものを除く。)、まるめろ、ミロバランすもも、ムラヤー・エキゾチカ、もも、りんご、れいし、わんび、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、いんげんし属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、マンゴウ属植物(附表第二に掲げるものを除く。)、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>八 インド、ネパール、プータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス及びギリシャを除く)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フオー克蘭ド諸島、ペルー、ポリビア、ニュージージーランド</p>	<p>五〇七 (略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>うり科植物(附表第十八に掲げるものを除く。)の生葉及び生果実並びにいんげんまめ、きだちとうがらし、きまめ、これんし、ささげ、とうがらし、トマト、なす、パパイヤ、ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ントール、しまほおずき、シロサボテ、すもも、せいようかりん、とうがらし、トマト、なし、なつめやし、パパイヤ、ばんじろう、ばんのき、ヒロセレウス・メガランサス、びわ、フエイジョア、ぶどう(附表第五十九に掲げるものを除く。)、まるめろ、ムラヤー・エキゾチカ、もも、りんご、れいし、わんび、アクロニチア属植物、かき属植物、きいちご属植物、くわ属植物、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、いんげんし属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、マンゴウ属植物(附表第二に掲げるものを除く。)、ももたまな属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>九 (略)</p>
	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>

<p>十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>九 (略)</p>
	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>

<p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィン</p>	<p>十二〜十五 (略)</p>	<p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フオー克蘭諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージールランド</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガ</p>	<p>十二〜十五 (略)</p>	<p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フオー克蘭諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージールランド</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

十七 (略)	ランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、パミューダ諸島、メキシコ、ニュージールランド	(略)	(略)
--------	--	-----	-----

付表

一〇六十五 (略)

六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるコロンビアの生果実

六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいようかほちやの生果実

六十八 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるペボかほちやの生果実

六十九 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるゆうがおの生果実

別表二の二(第九条関係)

一 (略)	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルバ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルブム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジオアセイロ、ズエラニア・ガイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう(付表第一に掲げるものを除く)、まるきんかん、マンゴウ(別表二	(略)	(略)
-------	--	-----	-----

十七 (略)	リー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、パミューダ諸島、メキシコ、ニュージールランド	(略)	(略)
--------	--	-----	-----

付表

一〇六十五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表二の二(第九条関係)

一 (略)	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルバ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルブム、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジオアセイロ、ズエラニア・ガイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう(付表第一に掲げるものを除く)、まるきんかん、マンゴウ(別表二の付表第四十三、	(略)	(略)
-------	---	-----	-----

<p>十五 モンゴル、イ タリア、ウクライ ナ、英国、エスト ニア、オーストリ ア、スイス、ス ウェーデン、スベ イン、チエコ、デ ンマーク、ドイツ ノルウェー、フィ ンランド、フラン ス、ペラルーシ、 ポーランド、ラト ビア、ロシア</p>	<p>七 十四 (略)</p>	<p>ク島 コ、ニュージール ランド、ノーフォ ーク</p>	<p>二 五 (略)</p>	<p>六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除 く。以下この表に おいて同じ)、カ ナダ、エルサルバ ドル、グアテマラ、 ニカラグア、ホン ジュラス、メキシ コ、ニュージール ランド、ノーフォ ーク</p>	<p>の付表第四十三、第五十一及び第 五十三に掲げるものを除く。)、も も、もまたまな、りんご、きいち ご属植物(付表第三に掲げるもの を除く。)、コーヒーノキ属植物、 すのき(こけもも)属植物(付表 第四に掲げるものを除く。)、にん めんし属植物、ばんじろう属植物、 ばんれいし属植物、ふともも属植 物、みかん属植物(ライム及びレ モン並びに付表第二に掲げるもの を除く。)、及びユーゲニア属植物の 生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>十五 モンゴル、イ タリア、ウクライ ナ、英国、オース トリア、スイス、 スウェーデン、ス ベイン、チエコ、 デンマーク、ドイ ツ、ノルウェー、 フィンランド、フ ランス、ペラルー シ、ポーランド、 ラトビア、ロシア</p>	<p>七 十四 (略)</p>	<p>ク島 コ、ニュージール ランド</p>	<p>二 五 (略)</p>	<p>六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除 く。以下この表に おいて同じ)、カ ナダ、エルサルバ ドル、グアテマラ、 ニカラグア、ホン ジュラス、メキシ コ、ニュージール ランド</p>	<p>第五十一及び第五十三に掲げるも のを除く。)、もも、もまたまな、 りんご、コーヒーノキ属植物、に んめんし属植物、ばんじろう属植 物、ばんれいし属植物、ふともも 属植物、みかん属植物(付表第二 及び別表二の付表第三十九に掲げ るものを除く。)、及びユーゲニア属 植物の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

十六 アイェルラン ド、英国、チリ、 ニューゼーランド	(略)	(略)
十七 アイェルラン ド、イタリア、英 国、英領チャネル 諸島、オランダ、 ギリシヤ、スイス、 スウェーデン、ス ペイン、スロベニ ア、セルビア、デ ンマーク、ドイツ、 ノルウェー、フィ ンランド、フラン ス、ベルギー、ポー ランド、ポルトガ ル、リトアニア、 ルクセンブルク、 アメリカ合衆国、 カナダ	(略)	(略)
十八 (略)	(略)	(略)
十九 インド、イン ドネシア、タイ、 大韓民国、台湾、 中華人民共和国、 イスラエル、トル コ、イタリア、ギ リシヤ、セルビア、 ハンガリー、ナイ ジェリア、南アフ リカ共和国、アメ リカ合衆国、コス タリカ、ブラジル、 オーストラリア、 北マリアナ諸島、 グアム	きゆうり、すいか、せいようかほ ちや、とうがん、にほんかほちや、 ペボかほちや、メロン及びゆうが おの生植物(果実を除き、種子を 含む。)であつて栽培の用に供する もの	(略)

十六 アイェルラン ド、英国、ニュー ゼーランド	(略)	(略)
十七 アイェルラン ド、イタリア、英 国、英領チャネル 諸島、オランダ、 ギリシヤ、スイス、 スウェーデン、ス ペイン、スロベニ ア、セルビア、デ ンマーク、ドイツ、 ノルウェー、フィ ンランド、フラン ス、ベルギー、ポー ランド、リトアニ ア、アメリカ合衆 国、カナダ	(略)	(略)
十八 (略)	(略)	(略)
十九 インド、イン ドネシア、タイ、 台湾、中華人民共 和国、イスラエル、 トルコ、イタリア、 ギリシヤ、セルビ ア、ハンガリー、 ナイジェリア、南 アフリカ共和国、 アメリカ合衆国、 コスタリカ、ブラ ジル、オーストラ リア、北マリアナ 諸島、グアム	きゆうり、すいか、せいようかほ ちや、とうがん、にほんかほちや、 ペボかほちや、メロン及びゆうが おの種子であつて栽培の用に供す るもの	(略)

<p>二十 イスラエル、イタリア、エストニア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>二十一 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>二十二 (略)</p>	<p>二十三 台湾、イラン、イタリア、スペイン、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>
<p>あめりかぼうふう、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエグニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、チャールビル、とうがらし、トマト、なごばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>キウイフルーツ、さるなし、しまさるなし及びみやまたたびの生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>(略)</p>	<p>アエスクルス・ヒブリダ、アカシア・サリグナ、アガティス・アウストラリス、アボカド、あめりかえのき、あめりかさいかち、あめりかさかすけのき、あめりかはなすお、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまほうし、アルテミシア・ダグラシアナ、アルヌス・ロンピフォリア、アレクトリオン・エクステルニス、あちのぎく、アンペロプシス・アルボレア、アンペロプシス・コルダタ、アンティリス・ヘルマニアエ、イウア・アンヌア、いちじく、いちよう、いわだれそう、ウイテクス・</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>二十 スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>二十一 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、ニュージーランド</p>	<p>二十二 (略)</p>	<p>二十三 台湾、イラン、トルコ、イタリア、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>
<p>おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエグニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、とうがらし、トマト、なごばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>キウイフルーツ、さるなし及びみやまたたびの生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>(略)</p>	<p>アエスクルス・ヒブリダ、アボカド、あめりかさかすけのき、あめりかはなすお、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまほうし、アルテミシア・ダグラシアナ、アルヌス・ロンピフォリア、アンペロプシス・アルボレア、いちじく、トリンギア・フルティコサ、エウカリプ투스・カマルドゥレンシス、エウカリプ투스・グロブルス、エンケリア・ファリノサ、おとめふうろ、オリガヌム・マヨラナ、オリブ、カマエキリスタ・ファスキクラタ、からたち、かりふお</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

ルケンス、ウエストリンギア・グ
ラブラ、ウエストリンギア・フル
ティコサ、うらじろあかめがしわ、
エウカリプツス・カマルドゥレン
シス、エウカリプツス・グロブル
ス、エウリオプス・クリサンテモ
イデス、えぞのへびいちご、エレ
モフィラ・マクラタ、エンケリ
ア・フアリノサ、おおあれちのぎ
く、おきなわすめうり、おとめ
ふうろ、オリガヌム・マヨラナ、
オリーブ、かなむぐら、カマエタ
リスタ・ファスキクラタ、からた
ち、カリコトメ・ビルロサ、かり
ふおるにあすずかけのき、キスツ
ス・クレティクス、キスツス・サ
ルウィーフォリウス、キスツス・
モンズベリエンシス、キティス
ス・ビルロスス、くろぼとべら、
くろみぐわ、ゲニスタ・コルシカ
ゲニスタ・モンズベツスラーナ、
ケルキス・オツキデンタリス、こ
しようぼく、こせんだんぐき、コ
プロスマ・レペンス、コプロス
マ・ロプスタ、コリノカルプス・
ラエウイガツス、コロキア・コト
ネアステル、コロキア・マクロカ
ルバ、サルウイア・アピアナ、サ
ルウイア・メツリフェラ、さるす
べり、ジャカラランダ・ミモシフォ
リア、しろぎ、しんのうやし、す
いかずら、せいようきづた、せい
ようきようちくとう、せいようず
おう、せねがるやし、ソリダゴ・
フィストローサ、たいさんほく、
たわだぎく、チタルバ・タシユケ
ンテンシス、つるうめもどぎ、ティ
ランジア・ウスネオイデス、テー
ダまつ、とうぐわ、なんてん、に
ちちこそう、ニューサイラン、の
ぶどう、はいきんぼうげ、パージ
ニアづた、パーベナ・リトラリス、

るにあすずかけのき、ゲニスタ・
モンズベツスラーナ、ケルキス・
オツキデンタリス、こしようぼく、
こせんだんぐき、コプロスマ・レ
ペンス、サルウイア・アピアナ、
サルウイア・メツリフェラ、さる
すべり、ジャカラランダ・ミモシ
フォリア、すいかずら、せいよう
きづた、せいようきようちくとう、
ソリダゴ・フィストローサ、たい
さんほく、つるうめもどぎ、テー
ダまつ、とうぐわ、なんてん、に
ちちこそう、はいきんぼうげ、パー
ジニアづた、ピスタシオノキ、び
ろうどとねりこ、ぶな、ペカン、
ヘテロメレス・アルブティフォリ
ア、ホホバ、ポリガラ・ミルティ
フォリア、マルウア・パルウイフ
ロラ、マルピウム・ウルガレ、む
くげ、もみじばふう、ヤボンノキ、
ユグランズ・カリフォルニカ、ユ
ニベルズ・アシエイ、ゆりのき、
ラティピダ・コルムナリス、レダ
マ、レッドマルベリー、おおふと
もも属植物、おらんだふうる属植
物、かえで属植物、きいちご属植
物、きんかん属植物、くわがたそ
う属植物、こなら属植物、コーヒー
ノキ属植物、さくら属植物、すの
き（こけもも）属植物、つるにち
にちこそう属植物、なし属植物、に
れ属植物、にわとこ属植物、バッ
カリス属植物、ぶどう属植物、み
かん属植物、やなぎ属植物及びわ
すれぐさ属植物の生植物（種子及
び果実を除く）であつて栽培の用
に供するもの

ハロラギス・エレクタ、ピスタシ
 オノキ、ピットスボルム・ウンベ
 ラツム、ピットスボルム・エウゲ
 ニオイデス、ピットスボルム・ク
 ラッシフォリウム、フアグナロ
 ン・サクサチレ、フィリレア・ラ
 テイフォリア、フォルミウム・
 クツキアヌム、ふさあかしあ、ぶ
 な、ペカン、ヘテロメレス・アル
 プテイフォリア、ヘリクリスム・
 イタリクム、ホホバ、ポリガラ・
 ミルテイフォリア、マルウア・パ
 ルウイフロラ、マルビウム・ウル
 ガレ、まんねんろう、ミオボルム・
 ラエツム、むくげ、むくろじ、メ
 リコペ・テルナタ、メリタ・シン
 クライリー、もみじばふう、ヤポ
 ンノキ、ユゲランス・カリフォル
 ニカ、ユニベルス・アシエイ、ゆ
 りのき、ようしゅきだちるりそう、
 ラテイビダ・コルムナリス、レダ
 マ、レッドマルベリー、ロサ・カ
 ニナ、ロサ・カリフォルニカ、ロ
 サ・フロリブندا、エリシムム属
 植物、おおふともも属植物、おら
 んだふうろ属植物、かえて属植物、
 きいちご属植物、きんかん属植物、
 くわがたそう属植物、こなら属植
 物、コーヒーノキ属植物、さくら
 属植物、すのき(こけもも)属植
 物、ストレプトカルパス属植物、
 せんねんぼく属植物、つるにちに
 ちそう属植物、とねりこ属植物、
 なし属植物、にれ属植物、にわと
 こ属植物、パツカリス属植物、ぶ
 どう属植物、ヘーベ属植物、ペラ
 ルゴニウム属植物、みかん属植
 物、やなぎ属植物、ラウアンドウ
 ラ属植物及びわずれぐさ属植物の
 生植物(種子及び果実を除く。)で
 あつて栽培の用に供するもの

<p>二十五 中華人民共和國、シリア、トルコ、アイルランド、イタリヤ、英國、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、イス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナ</p>	<p>二十四 インド、中華人民共和國、パングラデシュ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリヤ、ウクライナ、英國、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチヤ、スペイン、スロベニア、チエコ、ドイツ、フランス、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、モンテネグロ、ロシア、エジプト、ガーナ、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>
<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあきがお、ケノポデイウム・ムラレ、コニザ・アルピダ、シシンプリウム・イリオ、タラクサクム・ウルガレ、デイプロタクシス・エルコイデス、トマト、バツシア・スコパリア、ばれいしよ、ピブタテルム・ムルティフロルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、めぼうぎ、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだち</p>	<p>とうがらし、トマト、ばれいしよ、いぬほおずき、ペチユニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアトリプレクス・セミルナリス、アボカド、いぬほおずき、おおせんなり、コニザ・ポナリエンシス、しまほおずき、ストレプトソレン・ジエイムソニー、せんなりほおずき、ソラヌム・ラントネットイー、ダツラ・レイクハルテイー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ、ペピーノ、ラゴディア・エレマエア、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びペチユニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>
(略)	(略)
<p>二十五 中華人民共和國、シリア、アイルランド、イタリヤ、英國、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア</p>	<p>二十四 インド、中華人民共和國、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリヤ、ウクライナ、英國、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチヤ、スロベニア、チエコ、ドイツ、フランス、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、ロシア、エジプト、ガーナ、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド</p>
<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあきがお、ケノポデイウム・ムラレ、コニザ・アルピダ、シシンプリウム・イリオ、タラクサクム・ウルガレ、デイプロタクシス・エルコイデス、トマト、バツシア・スコパリア、ばれいしよ、ピブタテルム・ムルティフロルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだちるりそう、</p>	<p>とうがらし、トマト、ばれいしよ及びペチユニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアボカド、しまほおずき、ストレプトソレン・ジエイムソニー、ソラヌム・ラントネットイー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、トマト、ばれいしよ、ペピーノ、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びペチユニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>
(略)	(略)

<p>三十一 カナダ、メキシコ</p>	<p>三十 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二十六 (略)</p>	<p>リア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ</p>
<p>ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>るりそう、おおぼこ属植物、オノボルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるが属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato chlorotic dwarf virus</i> (トマト退緑萎縮ウイルス) に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>三十一 メキシコ</p>	<p>三十 (略)</p>	<p>二十八 (略) 二十九 (略)</p>	<p>二十六 (略) 二十七 カナダ、メキシコ</p>	<p>ア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ</p>
<p>トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>おおぼこ属植物、オノボルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるが属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato chlorotic dwarf virus</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Mexican papaya virus</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>(略)</p>

地 域	植 物	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 (略)	かんきつ類(ポンカンを除く)、りんび、びわ、すもも、もも、ざくろ、いちじく、がじゅまる、りゅうがん、	(略)

地 域	植 物	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 (略)	かんきつ類(ポンカンを除く)、りんび、びわ、すもも、もも、ざくろ、いちじく、がじゅまる、りゅうがん、	(略)

地 域	植 物	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
三十二 インド、台湾、中華人民共和國、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア	エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・ブルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物(果実を除き、種子を含む)であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Peronospora chlorae</i> に侵されていないことが特記されていること。 一 種子については、 <i>Peronospora chlorae</i> が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する <i>Peronospora chlorae</i> が発生していない栽培施設において生産されること。

地 域	植 物	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
(新設)	(新設)	(新設)

付表
 一 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるものの生果実
 二 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実
 三 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるきいちご属植物の生果実
 四 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるすのき(こけもも)属植物の生果実
 別表六(第三十五条の七関係)

付表
 一 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実
 二 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実
 (新設)
 (新設)
 別表六(第三十五条の七関係)

二六 (略)	<p>れいし、これんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリブ、たいへいようぐるみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご、アキー、いちじくぐわ、イルピンギア・ガボネンシス、うどんげのき、うめ、カシユーナツツ、きゆうり、きんぎじゆ、グリコスミス・ペンタフィラ、コルデイラ・ピンナータ、さくらんぼ、すいか、スクレロカリア・ピレア、せいようすもも、てんじくいぬかんこ、トリファシア・トリフォリア、なんようざくら、にがうり、ねぐるもも、ねじれふさまめのき、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パイヤ、ひまらやざくら、フィクス・エリゴドン、フィクス・コンカティアン、らんばい、かき属植物、なす属植物、ばんのき属植物、マンゴウ属植物(マンゴウを除く)、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物(ピーマンを除く)、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物、ヒロセレウス属植物、カリツサ属植物、ユーゲニア属植物及びロリア属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	(略)
二六 (略)	<p>れいし、これんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリブ、たいへいようぐるみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご、かき属植物、なす属植物、ばんのき属植物、マンゴウ属植物(マンゴウを除く)、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物(ピーマンを除く)、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物及びヒロセレウス属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	(略)

附 則

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシヤ」を「ギリシヤ及びラトビア」に改める部分及び「エストニア」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「トルコ」「チリ」及び「フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。